

# 土浦市水道規程第1号

## 土浦市水道事業における水道加入金の特例措置に関する要項

### (目的)

第1条 この規程は、土浦市水道事業給水条例（平成10年土浦市条例第12号。次条第1号において「条例」という。）第31条の規定に基づき水道加入金の減免に係る特例措置を定め、茨城県の水道加入促進事業及び水道普及促進支援事業を活用することにより、水道への加入を促進するとともに、水道事業の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 加入金 条例第29条第1項に定める加入金の額をいう。

(2) 減免制度 市が加入金の減額又は免除（以下「減免」という。）を行う制度をいう。

### (減免制度の対象となる者)

第3条 減免制度の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 新規に水道加入申込みをする者

(2) メーターの口径を増径する既水道加入者

### (加入金の減免額)

第4条 加入金の減免額は、16,000円とする。

### (減免の申請)

第5条 この規程の適用を受けようとする者は、土浦市水道事業における水道加入金の特例措置に関する減免申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

### (減免の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、加入金の減免を決定したときは、速やかに土浦市水道事業における水道加入金の特例措置に関する減免決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

### 付 則

### (施行期日)

1 この規程は，平成31年4月1日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は，茨城県水道加入促進事業の終了する日に，その効力を失う。

(加入金の減免額の特例)

3 第4条の規定にかかわらず，茨城県水道普及促進支援事業の対象者であって次に掲げる者の加入金の減免額は，令和8年3月31日までは，当該加入金に係るメーターの口径の区分に応じ，付則別表に定める額とする。

(1) 井戸からの水道への切替えを行う者

(2) 自ら居住しようとする住宅について新規に水道加入申込みをする者

付則別表

メーターの口径	減免額
13mm	40,000円
20mm	60,000円
25mm以上	100,000円



様式第 2 号（第 6 条関係）

土浦市水道事業における水道加入金の特別措置に関する減免決定通知書

第 号 年 月 日	
殿	
土浦市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
土浦市水道事業における水道加入金の特例措置に関する要項第 6 条の規定により，次のとおり減免額が決定したので通知します。	
給水装置の設置場所	
給水管の口径	
加入金の減免額	円

年 度	整理番号	受付番号